



主要国へのフライト & ビザ情報 (アジア・太平洋)



郵船トラベル

※2021年5月26日 12時更新

※更新情報は赤字で記載しております。転載禁止。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
台湾	<p>台北線 (桃園) チャイナエアライン(CI) : セントレア発着便 CI155 水曜運航 CI154 水曜運航 (8月末まで運航決定) CI155・154 : 6/2・9・16・23・30, 7/14・28欠航</p> <p>5月19日～6月18日まで非台湾国籍者で、有効な居留証も所持しない者の入国(入境)を一時停止。 すでに有効な停留ビザ、居留ビザの発給を受けている者の來台も当面認めない。 なお、緊急のケースもしくは人道的な対応を要するケースで特例として許可された場合はこの限りではない。</p> <p>2020年3月19日より全ての非台湾籍者のうち、事前に申請・許可を得た者のみ入境を認めるが入境後は14日間の在宅検査が義務付けられる。 ⇒2021年1月1日より外国人は以下のどれかに該当しない限り入国が認められない。条件は以下のとおり。</p> <p>一. 中華民国(台湾)の居留証を持っている。 二. 訪台目的が「外交公務」か「商務履約」、あるいは「人道的な理由」である。 三. 中華民国の国民及び居留証を持つ者の配偶者ならびに未成年の子女である。 四. その他、特別に入国が許可された者。</p> <p>「特別に許可された」人とは、中華民国(台湾)の各主務官庁による許可を経て訪台する人を指す。 このほか、2020年12月30日までに外交部が海外に持つ在外公館・在外事務所(中国語では外交部駐外館処)によって発行され、有効な「特別入境許可」(ビザ)を持つ者も入国が可能。</p> <p>また、1月15日より、入国者は従来から必要な、出発日からさかのぼって営業日3日以内に行った核酸検査(PCR検査)の陰性報告に加えて、入国後の「居家検査」(自主隔離)場所に関する証明文書の提出が必要となる。</p> <p>詳細情報 https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/76129.html https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=93809 https://www.taiwanembassy.org/jp_ja/post/75481.html</p>	<p>※感染拡大を受け、5月18日より各種査証申請の受理を一時停止中</p> <p>〈台北駐大阪経済文化弁事處〉 * 必要書類 (停留シングル) 滞在可能日数〔15日(外国籍)〕〔60日以内(日本人)〕 査証有効期間 1ヶ月(外国籍) 3ヶ月(日本人)</p> <p>1. パスポート(申請時、残存6ヶ月以上) 2. WEB申請書1枚 https://visawebapp.boca.gov.tw から入力 3. 写真(3.5×4.5cm、カラー)2枚 ※顔のサイズは3.2cm～3.6cm (大阪)6か月以内に撮影された証明写真。カラーのみ。スナップ写真は不可。 4. 日本の会社の出張命令書※費用を会社が負担する場合はその旨を記載 個人負担の場合は残高証明書(1日3万円×滞在日数以上の残金があること) * 現地滞在先ホテルの情報(ホテル名、住所、電話番号)の記載も追加が必要となり ました(12/9付) 5. 在職証明書 6. 日本の会社登録簿謄本原本+会社印鑑証明原本 7. 現地会社からの招聘状(カラーのPDFで可だが原本が望ましい) * 現地滞在先ホテルの情報(ホテル名、住所、電話番号)の記載も追加が必要となり ました(12/9付) 8. Eチケット(往復) 9. 現住所の確認できる書類(免許証の両面コピーもしくは住民票(3か月以内に発行のもの))</p> <p>※外国籍の場合は日程表、在留カードもしくは外国人登録カード(両面コピー)が必要 ※北朝鮮籍など国籍によりアンケート用紙→本国紹介となるため1ヶ月～2ヶ月取得にかかる ※技術指導及び30日以上の上滞は中華民国官庁(労働部或いは經濟部投資審議委員会)発行の許可公文書+コピーが必要 ★許可公文書を提出できれば上記4～8は不要 ※現在マルチは取得できません。 ※申請書類については、変更される場合もあるので、都度確認が必要となる。</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
韓国1	<p>ソウル線 大韓航空 (KE) : セントレア発着 KE742 土曜運航 KE741 土曜運航 (6月末まで) アシアン航空 (OZ) : セントレア発着 OZ121 金曜運航 (6/4・11欠航) OZ122 金曜運航 (6/4・11欠航) (6月末まで)</p> <p>・3月9日以降, 日本に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止している。 ・外国から入国する全ての韓国人・外国人に対して, 以下の特別入国手続きと, 入国後1日以内のPCR検査の受検及び入国後14日間の隔離を義務付ける措置を実施中。</p> <p>1健康状態質問書と特別検疫申告書の作成 2入国場検疫での発熱チェック 3韓国国内滞在住所及び連絡先(携帯電話)の提出 4自己診断アプリのインストール及び入国してから14日間, 毎日自己診断の内容をアプリに入力</p> <p>※コロナウイルス感染防止のためのマスク着用命令の違反者に10万ウォン(約9,200円)の罰金 ・コロナ変異株対策として, 隔離解除前に追加のPCR検査を実施する。 ・また, 全ての外国人入国者に対して, 出国前72時間以内に発給されたPCR陰性確認書の提出を義務付ける。</p> <p>フライト搭乗時にPCR陰性証明書の提示が必要。(次の①②のうちどちらかを提出。 ①韓国の検査機関が発行する英語または韓国語の診断書原本 ②現地語で発行された診断書原本及び現地語診断書のコピーに対する翻訳認証文)</p> <p>ビジネストラック(短期出張目的)(日本から韓国への渡航)について ※2021年1月14日から別途案内するまで, 隔離免除書の発給(注: ビジネストラックに当たる措置)を停止する(ただし, 発給済みの隔離免除書所持者は, 隔離免除が認められる。)</p> <p>1. 日本出発前 ● 隔離免除書発給の手続き (1) 韓国側受入企業・団体は, 企業人出入国総合支援センター(以下, 支援センター)に隔離免除制度に関する照会を行う。 支援センターから, 隔離免除書の申請省庁の案内がある。 (2) 案内に従い, 韓国側受入企業・団体は, 関係省庁に申請を行い, 当該省庁から検討結果の通知が申請した受入企業・団体に届く。</p> <p>隔離免除書発給申請に係る必要書類 ・対象者のパスポートコピー及び申請する企業・団体の関連情報(法人登記簿謄本, 事業者登録証等) ・訪問目的証明書類(招請状, 契約書, 事業・行事等の進行状況, 訪問外国企業・団体の現況等) ・隔離免除書発給申請書(活動計画を含む) 活動計画書については, 対象者または受入企業・団体が作成でき, 対象者と保証人(受入企業・団体代表)全ての署名が必要。 ・隔離免除同意書 ・防疫規則遵守の履行覚書 ・防疫対策詳細計画書(滞在地～契約・行事場所) ・その他業務が重要・緊急及び必要不可欠であることを証明する書類及び関係省庁が要請する書類等 (3) 隔離免除書発給の許可が通知されると, 駐日本国大韓民国大使館・総領事館にて隔離免除書発給のための申請ができる。</p> <p>対象者が駐日本大韓民国大使館・総領事館への申請に必要な書類 ・対象者の旅券(有効なビザを含む)及び出入国の航空券 ・申請企業が作成した招請状 ・日本企業への在職証明書 ・隔離免除書発給申請書(活動計画を含む) ※受入企業・団体がすでに関係省庁に提出したものと同一の内容にしなければならない(内容の変更は不可, 原本のコピー可)。 ・隔離免除同意書 ・対象者の韓国国内滞在地の証明書類(ホテル予約確認証等)</p>	<p>査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止。 (※短期就業(C-4)資格に該当する査証および長期査証(就業, 投資など)は効力停止対象から除外) 査証は代理申請可能。(※受領時にインタビューあり) 通常の査証申請書類に加えて, 健康状態確認書・隔離同意書が必要。</p> <p>査証取得所要日数は2~3週間程度。 個人による査証(ビザ)申請は当館窓口での受理を停止し, 大使館指定の代理申請機関を通じた申請受理及び受け取りに限定される。</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在日大使館管轄/日本国籍)
韓国 2	<p>(4) 隔離免除書発給申請が受理され、駐日本大韓民国外務館・総領事館にて発給される隔離免除書を原則として直接窓口にて受領する。隔離免除書は発給日から1週間以内に韓国に入国する場合に限り有効で、発給後1週間を経過した場合には、韓国政府が定める上記の手続きに従って再度申請する必要あり(航空便の欠航・遅延等の対象者本人に帰責事由がない場合には再発給可)。</p> <p>また、隔離免除書は計3部(原本及びコピー2部)持参する(①韓国に入国し、出国するまで本人が所有、②韓国入国時の検疫にて提出、③韓国入国時の入国審査にて提出)。</p> <p>●検査証明取得等</p> <p>(1) 日本出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、「陰性」であることを記載した検査証明(陰性確認書)の取得。新型コロナウイルスに関する検査証明は、「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」(経産省の海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)専用ページblankを参照)に記載の医療機関にて取得して下さい。</p> <p>2. 韓国入国時</p> <p>(1) 隔離免除書を韓国の空港の検疫(1部)及び入国審査(1部)にて提出。</p> <p>(2) 韓国入国時の検疫にて行政安全部の自己診断アプリ及び保健福祉部の自己診断アプリをインストール。</p> <p>(3) 空港内の選別診療所又は臨時検査施設にて新型コロナウイルスに関する検査を受け、検査結果が陰性と判明するまで待機。</p> <p>3. 韓国滞在中</p> <p>(1) 韓国入国後14日間は事前に提出した行動計画表に従って行動する。C75</p> <p>(2) インストールした自己診断アプリに症状の有無を毎日入力し、保健当局と通話にて健康状態の確認を受ける。</p> <p>(3) 隔離免除期間中は、個人衛生守則及びソーシャル・ディスタンスの確保等の防疫当局の個人及び集団防疫守則を遵守。</p> <p>4. 日本への帰国14日前から</p> <p>(1) 日本への帰国前14日間検温を実施する。健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載。なお、帰国14日前時点で韓国への渡航前である場合には、日本滞在時点から検温する。</p> <p>(2) 韓国出国前72時間以内に韓国で新型コロナウイルスに関する検査を受検(直接電話での要予約)し、「陰性」であることを記載した検査証明(陰性確認書)を取得(注)。</p> <p>(注) 韓国滞在期間が14日間以内である場合は日本入国時の検査証明の取得は不要。</p>	

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
シンガポール 1	<p>シンガポール航空 :セントレア着便 12月2日～ 水・土・日曜運航</p> <p>赴任者及び帯同家族等の長期パス所持者((Work Pass, Student's Pass, Long-Term Visit Pass (LTVP) and Dependant's Pass、日本からの赴任者は通常Employment Pass/S-Passを取得、合わせて帯同家族(Dependants Pass))は入国可。 →日本を含む「ハイリスク国」からの新規ビザ取得者(一部業界は除く)の入国は長期パスを既に所持している渡航者についても5月11日から7月5日まで禁止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールへの渡航前にSafeTravel Portalサイト(https://eservices.ica.gov.sg/STO/)にて入国の事前承認が必要。 ・渡航前に到着カード(健康申告書を含む)を申請する。 ・シンガポール入国後、政府指定施設での21日間の隔離措置を行う(費用は受け入れ企業負担) ・日本出国前72時間以内にTeCOTに登録された医療機関(https://www.tecot.go.jp/rmii/)にてPCR検査を受検し陰性の証明書を取得(入国審査時必要) ・1月24日23:59以降にシンガポールに到着する場合、入国時PCR検査が必要(費用160ドルは自己負担。事前予約が望ましいhttps://safetravel.changiairport.com) ・シンガポール入国14日後・隔離終了前の指定された日にPCR検査を受検(費用は受け入れ企業負担)。結果が陽性であった場合は、無症状であっても結果が出た日から3週間療養施設に隔離。 <p>5月30日より21日以内に低リスク国(オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、中国本土、ニュージーランド、香港、マカオ)以外に滞在した全ての入国者・乗継者(空港の制限エリアから出ない場合も含む)は出国前72時間以内にPCR検査を受検し陰性の証明書を取得することが義務付けられた。</p> <p>日本含む基準を満たす9か国からの渡航者は入国承認プロセスの一環として指定施設でのSHN(Stay-Home-Notice)の免除申請をすることが出来、自宅での14日間待機が認められる。(単身もしくは、渡航歴が同じである同一世帯の者と同じ期間にSHNを受ける場合に限る) →11/23以降日本からの渡航者(ビジネストラック利用者含まず)は全員がシンガポール到着時に専用施設での14日間隔離が必須に再変更→5/8以降日本からの渡航者(ビジネストラック利用者含まず)は全員がシンガポール到着時に専用施設での21日間隔離が必須に変更 <<9月18日からビジネス・トラック制度(短期出張目的)の運用開始>> →【日本での緊急事態宣言下で一旦停止中】</p> <p>1. 日本出発前</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Safe Travel Passの取得と行動計画の登録 <ol style="list-style-type: none"> (1) シンガポール側受入企業等より"SafeTravel Pass"をシンガポール政府に申請。 (2) 渡航者はシンガポール政府から発行される「approval letter受理レター」(コピー)を事前に受け取る。 (3) シンガポールの受入れ企業又は政府機関からSafe Travelサイトに渡航後14日間の行動計画(Controlled Itinerary)を登録。 ● 検査証明取得等 <ol style="list-style-type: none"> (1) シンガポールへの渡航前14日間は日本に滞在が必要。 (2) シンガポール到着前3日間のうちに、「SG Arrival Card」のウェブサイトを通じ、Singapore Immigration and Checkpoints Authority (ICA) に対して渡航前の健康状態・渡航歴申告を提出。 (3) 日本出国前72時間以内にPCR検査(※)を受け、「陰性」であることを記載した検査証明を取得。 (※) PCR検査の種類はシンガポール政府の要請により、PCR検査(real time RT-PCR法)に限定される。 <p>2. シンガポール入国時</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) シンガポール入国時、空港にて自己負担でPCR検査を受ける。 (2) 検査結果が陰性と判明する迄1～2日間シンガポール政府に申告した非住宅宿泊施設(滞在場所)に滞在(他者との接触不可)。 (3) 陰性判明後、申告した滞在場所まではシンガポール側受入企業等から提供される手段で移動。 	<p>シンガポール人材開発省は、雇用主に対して外国人の招き入れを延期するよう強く勧告し、新規就労ビザ申請においても厳しく制限を行うと発表。実際申請が完了し許可を待っていた日系企業駐在予定の方も、突如却下の連絡を受け取るケースが発生している。</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
シンガポール2	<p>3. シンガポール滞在中</p> <p>(1) シンガポール滞在中は申告した当該滞在場所に滞在。</p> <p>(2) シンガポール側受入企業等は、滞在中の滞在場所から用務先までの直接の移動手段を確保する（公共交通機関利用禁止）。</p> <p>(3) 滞在中シンガポール政府の“TraceTogether”アプリを常時作動させる。</p> <p>(4) 空港で受けるPCR検査の結果が陽性だった場合、シンガポール政府から直ちに医療措置が提供されるが、費用は自己負担。</p> <p>(5) シンガポール滞在中は最大30日間（シンガポール長期滞在バス（EP等）所持者もビジネストラック利用時は30日超の滞在不可）</p> <p>4. 日本への帰国14日前から</p> <p>(1) 日本への帰国前14日間検温の実施する。健康モニタリング結果は、日本行航空機内で配布される「質問票」に記載。 帰国14日前時点でシンガポールへの渡航前である場合（シンガポールで14日以内の滞在中の場合）は、日本滞在中から検温する。</p> <p>(2) シンガポールでの滞在期間が15日以上となる場合で、日本への帰国にもビジネストラックを利用する場合は、「Approval Letter」を指定の医療機関に提示の上、出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受検（要予約）、「陰性」であることを記載した検査証明を取得。</p> <p>(3) シンガポールでの滞在期間が14日以内の場合には、日本帰国時に出国前検査を受検せずにビジネストラックを利用可能。</p> <p>※空港の検疫で機内で配布される「質問票」に必要事項を記入の上提出。日本への帰国にビジネストラックを利用する場合「誓約書」および「本邦活動計画書」を提出する（シンガポールに15日以上滞在中の場合は検査証明必要）</p> <p>※日本へ帰国時にビジネストラックを使わない場合でも、現行の水際措置（空港での検査、質問票の提出、14日間の自宅待機及び公共交通機関の不利用等）への対応が必要。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page22_003415.html）</p> <p>以下都市発のフライトの場合、一定の条件下でトランジット可。・シンガポール航空：日本（東京・成田、大阪）、香港、韓国（ソウル）、オーストラリア（アデレード、ブリスベン、メルボルン、シドニー）、ニュージーランド（オークランド、クライストチャーチ）、中国（上海）・シルクエア：中国（重慶）・スクート：香港、オーストラリア（パース）、中国（広州）</p>	

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
フィリピン	<p>フィリピン航空(PR) : セントレア-マニラ PR438 月・水・金曜及び6/19(土)・6/26(土)運航 PR437 月・水・金曜運航 (6月末まで)</p> <p>5月1日より以下カテゴリーに属する外国人の入国が許可されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9(E) ビザ 保有者 ・外国籍船員 ・9(C) ビザ 保有者 ・9(D) ビザ 保有者 ・フィリピン移民法613条13項の永住ビザの保有者(13 quota, 13A, 13B, 13C, 13D, 13E, 13G) ・RA7919 ビザ 保有者 ・EO 324 ビザ 保有者 ・Native Born (NB) ビザ 保有者 ・一時居住ビザTemporary Resident Visa (TRV) 保有者 (MO ADD-01-038/ ADD-02-015に基づく) ・MCL-07-021 永住ビザ Permanent Resident Visa保有者・重国籍者:フィリピン国籍者であることの身分証明書(IC)、フィリピン国籍者認定証明書(RC)、2003年(共和国法9225)による国籍維持・再取得証明書(CRPC)のいずれかを保有していること ・E0226 ビザ 保有者(SIRV ビザ 保有者含む) ・共和国法8756 地方自治体本部RA8756 Regional Office Headquarters (ROHQ) ビザ保有者 ・47(a)(2) ビザ 保有者 ・9(G) ビザ 保有者 ・9(F) ビザ 保有者 ・SEVG ビザ 保有者・下記の経済特区より発行されたビザの保有者 -オーロラ特別経済特区庁 (APECO) -スービック湾都市開発庁 (SBMA) -バタアン自由港経済特区庁(AFAB) -カガヤン経済区特区庁(CEZA) -クラーク開発公社 (CDC) ・バリクバヤン特権 (共和国法6768条) に該当する者 (行政令408号の査証免除国の国籍であること) ・フィリピン国籍者と渡航するフィリピン国籍者の配偶者とその子供 (年齢不問) ・元フィリピン国籍者と渡航する元フィリピン国籍者の配偶者とその子供 (年齢不問) ・特別居住退職ビザSpecial Resident and Retirees Visa (SRRV)と9 (A)ビザ保有者:入国時に入国免除文書をフィリピン入国管理局へ提示すること <p>到着後の一般的な手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国前に、入国後のPCR検査予約。 <p>フィリピン航空利用者 : https://bit.ly/MNLPALeCIFその他の外国航空会社 : www.padlab.ph/DLS/PassengerCIF</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子調査票の入力 https://www.padlab.ph/DLS/eCIFv7 ・接触追跡アプリTRAZEのダウンロード https://www.traze.ph/ ・RT-PCR検査は、フィリピン到着日を1日目として7日目に実施する。 ・到着後14日間の検疫を実施するものとする。最初の10日間は検疫施設で観察され、7日目の検査で陰性と確認できれば残りの4日間は目的地の各自治体における自宅隔離となる。 	<p>東京都への緊急事態宣言が発令されたことにより、お客様と職員の健康と安全を守るため、フィリピン大使館では領事部において次の変更を1月12日より行います。この変更は、当面の間続きます。</p> <p>フィリピン大使館領事部は業務を行いますが、業務時間を午前9時から午後1時まで(祝祭日除く月曜～金曜)に変更いたします。</p> <p>I. 窓口による申請 次の申請を事前予約された方のみ、入館が認められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> -パスポート -公証 (NBI指紋認証、国籍放棄手続き、二重国籍宣誓) -在外投票登録 <p>II. 郵送による申請 次の申請につきましては、郵送による申請のみ受け付けます。窓口による申請は出来ません。(既に窓口による申請をご予約された方も含まれます)</p> <ul style="list-style-type: none"> -市民登録 (出生届、婚姻届、死亡届、婚姻要件具備証明書) -ビザ

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。